

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局規程

平成 19 年 4 月 27 日

監査委員告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）第 9 条の規定に基づき、監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査、現金出納検査及び決算審査に関すること。
- (2) 行政監査、随時監査に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げる事務の企画立案に関すること。
- (4) 請求監査及び要求監査に関すること。
- (5) その他監査委員の庶務に関し必要と認めること。

(職及び職務)

第 3 条 事務局に次の職員を置き、代表監査委員が任命する。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

2 事務局長は、監査委員の命を受け、事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 書記は、事務局長の指揮を受け、監査委員に関する事務を行う。

(事務局長の専決)

第 4 条 事務局長の専決事項は、茨城県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号）別表第 2 第 4 項の規定を準用する。この場合において「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(準用)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、事務の処理、文書の取扱い及び職員の服務等に関しては、広域連合長の事務部局の例による。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。